

3月12日、13日の説明会で未回答だった質問

No.	質問内容	回答
1	令和7年3月31時点の賃金水準から2%以上の賃金改善を行っている場合、ベースアップに伴い賞与がアップしている場合は、その2%超の部分も賃金改善の内容に含むことができますか。	令和7年12月～令和8年5月の給与支給時に支払われたものであれば賃金改善の内容に含まれます。（参考：Q&A（第1版）16）
2	Aさん4,500円/月、Bさん5,500円/月、Cさん7,000円/月、Dさん3,000円/月、Eさん5,000円/月の賃上げを行う方法も可能ですか。12月～6月で合計15万円、平均5000円/月。	薬局の事情に応じて、職種等ごとに傾斜配分することは可能です。（参考：薬局の皆様へ給付金のご案内p4留意事項）
3	会社が直接雇用している場合であって、3月勤務あり4月勤務なし等、月によって勤務があったりなかったりする場合はどのように賃金改善すればいいのでしょうか。	厚生労働省に照会中です。しばらくお待ちください。
4	12月から3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を3月までの間に対象職員に支給することができるとありますが、給与の支給が翌月払いの場合に、3月の給与支払いと併せて4月に支給してもいいですか。	どうしても3月までに支給できない個別の事情（就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合等）があれば、4月以降とすることも許容されますが、原則は3月中に支払う必要があります。（参考：Q&A（第1版）16）
5	12月から3月までのベースアップ分に加え3月に一時金を支給してもいいですか。	厚生労働省に照会中です。しばらくお待ちください。
6	給与支給日が翌月10日なのですが、4月の給与支給日に12月から3月までの4ヶ月分の一時金を併せて支給しても良いのでしょうか。	No.4と同じ。
7	①賃金改善の整備が間に合わず、4月から賃上げをするのではなく、5月で賃上げをして、12月～4月分として3月中に対象職員に一時金を支給することはできますか。 ②法定福利費の事業主負担分にも充てることができます。の部分についてですが、これは法定福利費事業主負担の令和7年3月31日時点の賃金と比較しての増加金額を、「給付金に充てて良い」ということで、「2%以上の賃上げを行ったかどうかの判断をするベース賃金には法定福利費の事業主負担金額は含まない」と捉えてよろしいのでしょうか。	①できません。一時金又は特別手当を支給する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分を令和8年3月までの間に対象職員に支給する必要があります。（参考：薬局の皆様へ給付金のご案内p3賃金改善の内容） ②令和7年3月の賃金水準から2%以上の賃金改善を行っている場合で、給付金を充てることができる法定福利費の事業主負担分は、給付金を充てた賃金改善分（2%超過部分）に対応する部分です。「（参考）賃金改善のイメージ」例6で説明すると、2,500円（2%超過分）×6ヶ月=15000円に対応する法定福利費の事業主負担分です。また、2%以上の賃上げを行ったかどうかの判断をするベース賃金には法定福利費の事業主負担分は含まれません。